

平成23年度第2回大分市清掃事業審議会会議録

日時 平成23年12月15日(金)午後2時～

場所 大分市役所 議会棟4階 全員協議会室

開会

志堂寺課長

諮問

(1)一般廃棄物処理手数料について

- ・ 「家庭ごみ有料化」について
- ・ 一時的多量廃棄物に係る処理手数料の改定について

(2)廃棄物処理施設使用料の改定について

磯崎副市長(市長代理)より吉岡会長へ諮問書が手渡される。

副市長あいさつ

磯崎副市長

会長あいさつ

吉岡会長

審議

大分市生活排水処理基本計画(答申案)について

【質疑応答】

委員

・ 前回質問がたくさんあったので、事務局と直接やりとりをしたが、どうも私の納得する回答が返ってこない。

会長

・ ではどの部分が疑問ですか。

委員

・ 大分市の長期総合計画とその枝葉をつくる生活排水処理基本計画の最終年次は、同じにすべきだと思っているが、それはその計画ごとに策定期間が異なっているのではという回答だった。それをなるべく合わせていただきたい。

また、水洗化の問題として合併浄化槽の補助を出すのか出さないのかをお聞きしたい。

それから、収集運搬業者の一覧表があるが、車の台数と働く人の数に一貫性がないように感じる。委託費なら、車1台につき何名とか基準があるべきだと思うが、それが無い。

会長

・今の3点について、他の委員が内容がわからないと困るので、事務局から少し説明をいただきたい。最初に、総合計画の期限と同じ期限にしてほしいということで、最終期限がどのくらい異なっているのか説明してください。

事務局

・大分市総合計画については、平成18年から23年までの5年計画となっています。また、環境基本計画は20年から28年、生活排水処理基本計画では23年から27年の計画としています。

会長

・次の問題ですが、それぞれの整合性というものをどのようにとっているかという質問です。

事務局

・それぞれの年次ごとの整合性については、最終目標年次が異なっているため変わってくるのですが、それぞれの個別計画が持つ目標について整合性を図っています。

会長

・目標について整合性を図っているとは、基本的に大きな計画に合わせた形で小さな計画をつくる手法をとっているということですか。

事務局

・はい。

会長

・今の説明で、スタートが違うので終わりをすべて揃えることは難しいが、実際に計画を作るにあたっては、中身を考慮しながら作っているということでしたが、これについていかがですか。

委員

・もう少し具体的に計画に反映させてほしい。これは総合計画のどういう位置付けの基本計画だというような、清掃事業計画を作してほしい。

会長

・最終的に答申を行う際、付帯意見を付けることは可能ですか。

事務局

・可能です。

会長

・それでは、それぞれの計画が整合性をもって行えるようにという趣旨の付帯意見を付けるということでもよろしいでしょうか。

2番目は水洗化の問題で、具体的に合併浄化槽の補助金を出すのか出さないのかという質問ですが。

事務局

・現在合併処理浄化槽の補助については、新築では出しておらず、単独処理や汲み取りから合併浄化槽に変えるという場合に補助金を出しています。また、出している地区に

については、公共下水道の認可区域外及び農業集落排水が整備されていない地区となっています。

会長

・法律上、現在は合併浄化槽しか許可されていないので、古いものを壊して新しくする時にのみ、補助金を出しているということですが、よろしいですか。

委員

・それは実態で、私は新築も出すべきだという考えに立っているのですが。

会長

・それは要望ということですね。予算の関係や法律上の問題もあるので、ある程度行政の考え方というものを考慮したいと思っております。

事務局

・新築の件についてですが、平成17年までは新築についても補助金を出していましたが、財政的にも厳しく見直しをする中で、必ず付けなくてはならない新築には補助金を出さず、生活排水により川や海を汚している単独浄化槽から合併浄化槽に変換するものに対して、重点的に補助金を出す計画に変更しました。

会長

・一応合理的な理由はあるようですので、そういう説明を聞いたということによろしいでしょうか。

3番目は収集運搬業者の関係ですが、委託する場合の費用は、し尿を採るリッターあたりの単位で計算されているのですか、それとも原価単位で計算されているのですか。

事務局

・し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、委託ではなく大分市が許可を出す形で行っています。

会長

・許可業者が収集をすることはわかりましたが、それでは市はお金を出してないのですか。

事務局

・許可業者に対して、補助金を出しています。

会長

・補助金を計算する場合に、し尿採集何リッターあたりという単位で計算するか、原価から計算するのかという質問ですが。

事務局

・現在し尿の収集については許可制度をとっており、民間の業者がやっています。委託というのをしていないのでいくらかという計算は出来かねますが。

委員

・補助を出すというのは、何らかの基準に基づいて金額が決まるのではないですか。

事務局

・補助金の算定根拠については、今資料を持ち合わせていないので、わかり次第お知らせ

せしたいと思います。

会長

・それがわからないと回答が出来ないと思いますので、次回までに資料を準備してもらえますか。

事務局

・はい、わかりました。

会長

・3番目の問題については、次回にまわしたいと思います。他にありますか。

委員

・9ページに水資源再生センターの一覧があるが、このプラント名、メーカー名及び施工業者名を教えてくださいという質問をして、回答をもらった。これが適正かどうかは私も自分なりに勉強したいと思う。そして22ページのところだが、インターンシップを積極的に導入してほしいという要望と問いかけを行ったが、今までしていませんという回答だけだった。

会長

・これは行政の中でもいろいろな分野があり、インターンシップそのものを全然やっていないということではなく、こういう分野に広げてほしいという要望が出たということで、とどめておきたいと思います。以上でよろしいでしょうか。

委員

・さっきのし尿の収集の基準で、原価基準かリッター基準かといった基準の見直しというのは常々行われるべきだと思うが、せめて4、5年に一回とか、定期的に見直すというルールはあった方がいいのではないかと思い伝えたが、その都度検討しますというところにとどめられているので、これも是非要望に入れていただきたい。

会長

・現在の料金改定のルールの中で、何年ごとに行うというような決まりが今はないのですか。

事務局

・し尿処理手数料につきましては、今のところ考えていませんが、今後許可業者の収集形態等を見ながら、社会・経済情勢の変化を見ながら勉強をしていきたいと思っています。

会長

・大分市生活排水処理基本計画（素案）をパブリックコメントにかけたのですが、特に意見はなかったという話でした。本審議会としましてもこの排水処理基本計画を認めたいと思いますが、委員の方々ご賛同いただけますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは「大分市生活排水処理基本計画」につきまして審議会として答申書を作成し、市長に答申いたします。ただし、付記の欄を利用するということと、次回までに問題となっているところの回答をいただくということを条件といたします。

家庭ごみ有料化について

一時的多量廃棄物に係る処理手数料の改定について

廃棄物処理施設使用料の改定について

今後の審議会のスケジュールについても説明を行った。

【質疑応答】

会長

・3つを連続して説明いただいたが、「家庭ごみ有料化」がキーとなっており、これが進まない则他の議論ができない。そこで、家庭ごみ有料化について優先して審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの説明についてご質問等お願いします。

委員

・廃棄物処理施設使用料の改定についてのところで、施設使用料が据え置かれているのは、家庭ごみの有料化を一度検討したけれど、そのときは見送ったという話があったが、なぜそのときに検討して、見送ったのかというのがわかれば教えていただきたい。

事務局

・平成16年の時点でも、家庭ごみ有料化の導入について検討を行って行くということでありました。その時点で当審議会に諮問させていただいたわけではなく、内部的に検討の段階であったということです。その中で、当時家庭ごみについて抜本的な改革はせず、その方向性を見ていこうということになりました。

委員

・分別が細分化したのは16年でしたか。

事務局

・いえ、平成19年度です。

委員

・では、そのときに分別が細かくなって、その上に有料化すると変化があまりにも大きいという理由で、有料化を見送ったという理解でよろしいか。

事務局

・その理由ということではなく、別物という考え方の中で導入については、当時から今までも検討は続けてきたということでもあります。

委員

・わかりました。

会長

・他にありますか。

委員

・大分市のホームページに、2016、17年くらいから大分市の人口は減ると予測されている。前回は言ったが、日本政策投資銀行が大分市に示した数字によると2035年には大分市の人口は42万になる。つまり2割まではいかないが、人口は減る。そういう状況の中、自然減というのがあるのに、なぜ有料化してまで削減をしなくてはいけないのか。私の地区では、

私の目見当だが、この10年間ごみステーションに出されるごみの量は3分の2になっている。それは地区から若い人が出て行き、残った私たちはごみをぐんと出さなくなったためであろう。減量という精神・考え方は大事なことだと思うが、今この時期になぜというのが正直なところで、そこを納得させてもらわないとなかなか個人的には、この家庭ごみ有料化の議論に参加する気持ちになれないので、その辺の認識について伺いたい。

会長

・人口の減少と高齢化に伴ってごみの排出量は自然と減るので、それほど無理に有料化にして減らす必要はないのではないかと、という意見ですが、事務局どうですか。

委員

・私は今有価ごみ関係の仕事に従事しているが、以前はごみにあまり関心がなかった。平成14年に現市長となってそれから皆が関心を持つようになった。ごみは生涯人間社会の中に共棲している厄介なもので、ごみとの闘いは生涯続く。昔はごみというのはあまり無く、各家庭に五右衛門風呂があったり、可燃物は庭に埋めてみたりと、ごみを利用した生活があった。それが最近になると、こんなにごみがあるものかとごみの増加に驚いている。一昨日、私の地区で古紙・布類の回収があったが、トラック2台になった。有価ごみの回収は、私たちの地区で年間40～50万円になり、これを老人会・町内会の運用資金にするわけだが、非常に助かっている。だから人間はいろいろと知恵を絞らないといけない。今見ると、ごみ処理の費用は年間80億、一人あたり1万7000円あたりですか、それだけ費用が掛かっている。それだけシリアスな数字を一般の人にどう説明するのか、おそらく皆さん驚かれると思う。そうなった場合にこのごみの有料化というのは絶対にやっていかななくてはならない。有料化することによって、将来市の財政は変わってくるし、同時にごみに対する考え方も皆さん変わってくるのではないかと。また、有料化に伴って、コストコントロールというか市庁舎全体であらゆる面の仕分けというのをやっていかななくてはならないのではないかと。なあなあでやってきているから、それがこんな大きな数字になってきている。だから改正できることは改正し、削減できるものは削減していく、それは役職に関係なく皆さん方が一緒になって貢献していくような姿勢でないと、いつまでたっても80億どころか下手したら100億にもなっていく。現状のごみの量からしてこれは実感としてわかることだ。今有価ごみの回収の金額が上がっており、この実態から見るとごみは絶対減らない。今市長も言っているように、生ごみの水切りを一生懸命やることによってエネルギーも変わってくると、そういう小さいことだが、やらなければならない。これは一つのたたき台だが、このたたき台を我々委員もよく考えて、市をあげ、皆で協力して有料化し、市の財政を助けなければいけないということを、考えなくてはならないと思っている。

会長

・有料化を推進し、有価物の回収金額をもっと上げ、コストを減らして行こうという考えです。

ひとつ前のことですが、先ほどの将来予測の関係の考え方については、事務局はどういう考えですか。

事務局

・人口が減ってくるのになぜごみを減らさないといけないのか、という部分ですが。

委員

・いえ、有料にしてまでということで、ごみの減量は私も賛成です。

事務局

・だからなぜこれ以上ごみを減量しなくてはならないのか、ということだと思いますが、大分市としては循環型社会を目指すということで、ごみ減量・リサイクルの推進というのは欠かせないものだと考えており、そういった中で家庭ごみ有料化というのは有効な施策であると考えています。これまで以上に大量消費をしていく中で、環境を守っていくためには、ごみを最終的にゼロにすることは無理ですが、ゼロに近づけていきたいという思いがあり、少しでもごみを減量しながら一方でリサイクルできるものは再資源化しながら、そういった取組みを進めていかななくてはならないという考えのもとご提案した次第です。

会長

・一般的に生活に伴って必ず廃棄物というのは出るというのを、先ほど委員さんもおっしゃっていましたが、生活に伴って出る廃棄物が少なくなるということは、皆ものを買わないということで、産業界にとってはそれで特に問題はないですか。

委員

・話を聞いていると、有料化というのは、何もかも有料化ということではないと思うのだが、どうですか。

事務局

・資源ごみは有料化しない予定です。一般的には可燃ごみと不燃ごみが有料化されています。

委員

・それが実態だと思う。何もかも有料化といってもできるものではない。ただ、可燃ごみやごみ袋についてのノウハウは、我々があれこれ言っても素人の考えで、次の会までにまた克明な資料が出てくると思うので、その時に私も思ったことを言いたい。やはり市民が安心して有料化に賛同できる方法を一番に考えてほしい。それと先ほど言ったように、これだけの実態を皆さんに知ってもらうことが一番根本の問題だと思う。委員だけで決めるのではなく、公衆の方によく知ってもらう、そのためにはどうしたらいいか。おそらく賛同してもらえないのではないかと思うが、納得させる方法というのが問題だ。

会長

・賛成する意見というのはよくわかるが、ただこの審議会は、市民に代わって市の行政上の方向性をチェックし、当審議会を通ったのちにパブコメ等を行って、直接市民の意見を聞く、あるいは議会で議決されるという手段になってくる。ここで決めるわけではないが、まず最初の審議として当審議会が存在するものだと理解していただきたい。

先ほどのご質問で、産業界のほうは問題ないですか。審議会で嫌な意見を述べるというのはどうかと思うかもしれませんが、それぞれの思いを述べてもらえばそれで十分です。ありましたら今のうちに述べていただきたい。

委員

・我々は製紙会社なのですが、ごみを減らしたり公害を減らしたりすることは、我々にとっては販売量が減るわけなので、それ程メリットは無いのですが、それが世の中の流れなので、我々は自助努力で利益を維持していくしかない。個人的な意見としては、問題ないと思う。

会長

・他に質問等ありますか。

委員

・12ページ下の公平性の確保のところ、最低でも家庭からごみは出るので、実質どの家庭も負担増ということになるが、その税金が増えた分は何らかの形でごみを少なく出す人には返ってくるというような仕組みになるのか。

事務局

・他都市のやり方も踏まえての答えになりますが、今の考えでは、安くなるということではなく、新たな負担は最低限生じてしまうということです。仮の話ですが、45リットルで45円の袋を使っていた方が、ごみを減量して小さい30円の袋にした場合、15円安くなります。そういう部分になってくると思いますので、最低限の費用についてはご負担いただくことになるかと思います。

委員

・その場合のごみ処理費や処分施設の維持費みたいなものが減らと思うが、その分税金が減るといことは、考えられるか。

事務局

・処理費が減って、その分税金が減るといことは考えていません。ただ全体の中でもし有料化になれば、ごみ減量なさる方には何らかの施策として、市の方でまた考えて使っていただくような、そういう財源としては考えられると思います。

会長

・今の財源の考えでは、そのお金は一般会計として扱われるのか、特別会計として扱われるのか。

事務局

・今のところ、その管理の方法については決まっていません。ただ特定財源や基金での管理とかいろいろな方法があると思いますが、そういう中で管理しながら、市民の皆様へ還元するという方法を考えていかなければいけないと考えています。

会長

・他都市の例をたくさん説明していただいたが、他都市でもそのようなものをつくってやっている所は多いのか。

事務局

・今、有価物集団回収というものをやっています。それは、ごみとして出すのではなく、あくまでも有価物として集めていただいています。それをやっていない都市では新たに導入したり、今やっているところについては、その内容を拡充したり、そういうことをやって

いる所が多くあります。

委員

・19ページの市民への周知方法のところ、説明会・講習会とあるが、今は前の日に出したりとかいろいろな方がいるので、周知というのを徹底的にやっていただくということでもよろしいか。

事務局

・最終的に自治会という一番小さな単位まで入っていきながら、説明会を開催することが必要になるかと思います。そこで住民の方に集まっていただき、徹底をお願いすることになると思います。

委員

・お願いしたいのは、説明会を一度きりではなく、何度もやって全員に聞いてもらいたい。新しいごみ袋で出す方、前の袋で出す方いろいろいると思うので、徹底的にやってほしい。やる以上は皆ができるような形でやっていただきたいと思う。

委員

・今のお話の関連ですが、以前にも有価ごみに張り紙がついて残る場合があった。だから有料になるとそこを徹底して、皆さんが理解できるように説明していただきたい。もしも有料になって、資源ごみはたくさん出るが違うものだったとしたら、ちょっと難しいかなと思う。

会長

・危惧されるのは多分、ごみ有料化になると、不法投棄の問題がどこの市でも問題になってくる。収集する方は、違反ごみということで多分そこに残していくが、そうすると、これは地域の住民が出したものではない、通りがかりの人が出したのか、となって地区住民同士で監視し合うというようないやな形は避けたいとは思いますが、果たしてどんな対策というか防御方法があるのかお聞きしたい。

事務局

・ごみステーションに他の地区から出されたというときには、不法投棄という扱いになります。不法投棄はいろいろ罰則規定がありまして、直ちに運用するというわけにもいきませんので、指導という形で対処しています。

会長

・相手がわかっていれば簡単だが、普通は相手かわからないので非常に難しいと思う。我々は遅れて開始するのだから、他都市の問題点を見て、こうした問題にどのように対応するのかということ、前もって考えておかないと、同じ問題を繰り返してしまうことになる。こういうことが起きた場合、私たちはこのように考え、このように行動するという基本案を持って説明しないと、皆さんなかなか納得されないのではないかなと思う。

委員

・私はまだまだ聞きたいことがあるので、また事務局とやりとりさせてもらいたいと思います。

会長

・今日一日で審議をすべて終了することはできませんので、本日はここで審議を打ち切り、次回の審議にこの議題を再び取り上げたいと思います。つきましては、皆様方をお願いですが、もし今日説明した中でわからないところがありましたら、事前に事務局の方にその質問を送り、事務局側はそれに回答して、この審議会や本人のもとに戻したりということで、審議の促進を図りたいと思います。

それでは本日の審議はこれにて終了したいと思います。事務局から何か連絡事項はありますか。

事務局

「資源物の持ち去り行為の禁止」について説明

会長

・他にありませんか。無いようですので、今日の審議を終了いたします。

閉会あいさつ

野尻副会長